

3 農産第 2354 号  
環自野発第 2112243 号  
令和 3 年 12 月 24 日

長野県農政部長 殿

農林水産省農産局  
園芸作物課長

環境省自然環境局  
野生生物課長  
(公 印 省 略)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 5 条に  
基づくセイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可の運用について

セイヨウオオマルハナバチは、平成 29 年 4 月に環境省及び農林水産省で策定した「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針（平成 29 年 4 月 21 日公表。以下「利用方針」という。）」において、セイヨウオオマルハナバチを利用し続けることによる生態系への悪影響を再確認するとともに、代替種としての在来マルハナバチ類の適切な利用の促進を図るとしたことを踏まえ、平成 31 年 4 月 19 日付け環自野発第 1904191 号の運用通知（別添）により、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）第 5 条に基づくセイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可の運用を変更したところである。

当該通知で示されているとおり、2022 年 4 月 1 日以降は下記のとおりセイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可の運用の変更を図ることとしているので、関係者に適切に周知されたい。

なお、各地方農政局、各地方環境事務所及びマルハナバチ販売事業者等には別紙のとおり通知しているので了知されたい。

## 記

### 1 今回の運用変更について

利用方針において利用可能な代替種が開発済みとされた本州、四国及び九州（在来マルハナバチ類が生息しない沖縄本島やその他の島嶼部を除く。）においては、下記の①及び②に定める場合の申請については、従前の許可の数量の範囲内に限り、許可の対象とすること。

- ① 従前に許可を受けて当該種を利用していた者が継続して当該種を利用する場合
- ② 従前に許可を受けて当該種を利用していた者と一体として業を営んでいたと見なされる者（注1）が、土地や施設とともに（注2）当該許可の内容を引き継いで当該種を利用する場合

注1：二親等以内の親族、生計を同一にしていたことを確認できる者 等

注2：親族以外の場合は、土地の利用に係る権利の移転を証する書面を確認することとする

## 2 中長期的な運用変更について

本件については平成31年4月19日付け環自野発第1904191号の運用通知に従って、今後以下の運用を予定している。御了知の上、計画的に代替種への転換を検討するよう関係者に周知されたい。

- 将来的には、代替種の開発状況や利用状況等を踏まえ、利用方針の点検や目標の見直しを行うとともに、法第5条の飼養等の許可の運用について「生業の維持」の目的に該当する場合をより限定するなど、更なる見直しを検討する。

以上